

岩手県社会福祉協議会「民間社会福祉事業職員共済事業」は県内の民間社会福祉事業職員の福利増進を目的としています。

事業の開始

昭和34年4月1日・・・現在64年を経過

施設団体
会員数

共済契約者数 292(法人・個人経営)
施設団体数 748 施設
会員数 13,117 名

—令和5年3月31日現在—

対象職員

岩手県社会福祉協議会会員である民間社会福祉施設・団体に常時勤務する有給専従者のうち、就業規則、労働協約等により、共済事業の受益者とされた職員を対象としています。

会費及び
事業主負担額

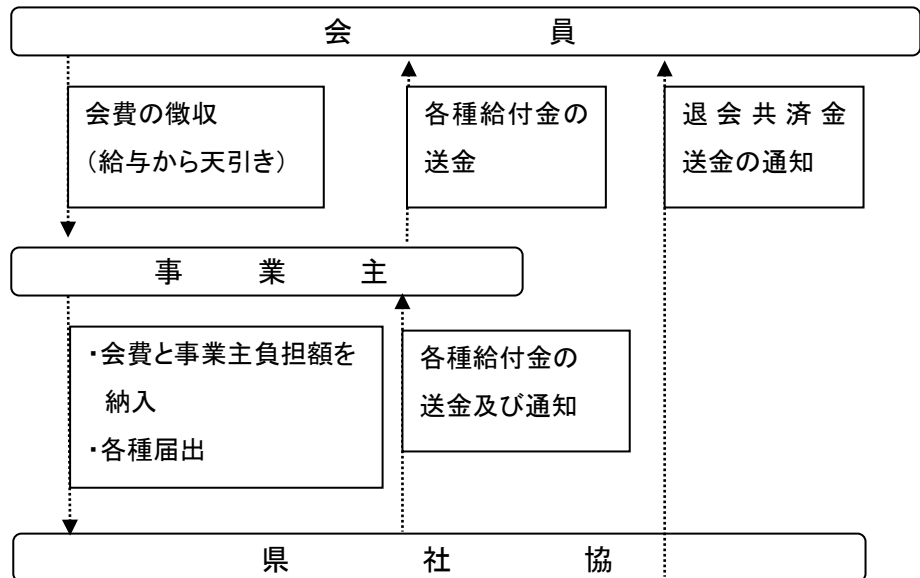
本人会費・・・標準給与額の1,000分の28.75

事業主負担額・・・標準給与額の1,000分の28.75

※「標準給与額」算定の基礎となる本俸月額には特殊業務手当等の調整額は含みません。

※ 毎年7月1日現在の本俸月額に基づき会費及び事業主負担額の改定を行います。

会費等の納入と
給付の流れ



事業の内容

- ① 退職に伴う退会共済金の給付
- ② 慶弔見舞金の給付
 - ・ 会員の結婚や出産による祝金
 - ・ 会員の長期療養及び災害による見舞金
 - ・ 会員に対する死亡弔慰金